

免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査について（第10グループ等）

■ 調査の目的

教員免許状を所持する者のうち、更新講習修了確認期限（又は有効期間の満了の日）（以下、「修了確認期限等」とする。）が令和2年3月31日に到来した現職教員（※1、2）の修了確認期限等経過後の各都道府県教育委員会における修了確認（又は有効期間の更新）（以下、「修了確認等」とする。）、修了確認期限の延期（又は有効期間の延長）（以下、「修了確認期限延期等」とする。）若しくは免除認定及び免許状の失効状況等について調査を実施。

（※1）旧免許状（平成21年3月31日までに授与された免許状）を所持する現職教員のうち、令和2年3月31日が最初の修了確認期限である者（第10グループ）

（※2）新免許状（平成21年4月1日以降に授与された免許状）を所持する職員のうち、令和2年3月31日が有効期間の満了の日である者（教員免許状の授与を受けるための所要資格を平成21年3月31日までに満たしたが、授与を平成21年4月1日以降に受けた者）

■ 調査方法

【調査対象】

国立・公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に勤務する修了確認期限等が令和2年3月31日の教員（正規職員及び臨時職員）

※私立には、学校法人立・社会福祉法人立等を含む。

【調査時点】

令和2年4月1日（修了確認期限等（3月31日）経過後）

※免許状失効者に関しては、同調査にて令和2年6月1日時点の状況も同時に確認

【主な調査項目】

- ・修了確認期限等が令和2年3月31日の現職教員数
- ・更新講習修了確認申請者の修了確認状況
- ・有効期間の更新申請者の認定状況
- ・更新講習受講免除認定申請者の認定状況
- ・修了確認期限延期申請者の認定状況
- ・有効期間延長申請者の認定状況
- ・申請期限までに必要な手続きを行わなかった者における免許状の失効状況

■ 調査結果

1. 調査対象であった現職教員は、160,712名（国立・公立・私立の合計）

前年度
<90,664名>

旧免許状所持者の第10グループは、従来の満55歳、45歳、35歳である者に加え、35歳未満の者も受講対象者に含まれているため、調査対象の現職教員が、前年度の約1.77倍であった。

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日（満55歳）

昭和49年4月2日～昭和50年4月1日（満45歳）

昭和59年4月2日～（満35歳以下）

2. 現職教員の修了確認期限等経過後の状況は、

前年度

○修了確認等がなされた者 159,788名 (99.43%) <90,225名(99.52%)>

【内訳】

・更新講習修了確認	<u>137,398名</u>	(85.49%)	<73,042名(80.56%)>
・更新講習受講免除の認定	11,864名	(7.38%)	<11,967名(13.20%)>
・修了確認期限延期の認定	<u>10,526名</u>	(6.55%)	<5,216名(5.75%)>

○修了確認等がなされなかった者 924名 (0.57%) <439名(0.48%)>
(修了確認等の申請期限である修了確認期限等の2か月前までに手続きを行わなかった者)

【内訳】

・修了確認期限等経過以前に辞職し、 免許状が失効しなかった者 (旧免許状所持者のみ対象)	151名	(0.09%)	<139名(0.15%)>
・免許状が失効した者	773名	(0.48%)	<300名(0.33%)>

◇免許状が失効した者773名のうち567名は、幼保連携型認定こども園の保育教諭等（園長を含む）の職にある者。うち、516名は、以下より継続勤務。

保育教諭として勤務する場合、原則として有効な状態の幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有する必要があるが、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの経過期間中は、いずれか一方の免許、資格を有していれば、保育教諭として継続勤務が可能。

◇免許状が失効した者のうち、4月以降、教員として継続勤務ができず、令和2年6月までに再授与を受けて教員としての勤務を始めた者は、以下のとおり。失効中は補助職員又は事務職員として勤務。（幼保連携型認定こども園を除く）

【内訳】（括弧内は前年度人数）

幼稚園……………12名（2名）

小学校……………1名（0名）

高等学校……………11名（3名）

※1 修了確認等がなされなかった者のうち、失効した者（773名）の修了確認期限時点の学校種別は以下のとおり。

- ・幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）…………… 76名（30名）
- ・小学校…………… 46名（16名）
- ・中学校…………… 27名（11名）
- ・義務教育学校…………… 2名（0名）
- ・高等学校…………… 46名（29名）
- ・中等教育学校…………… 1名（0名）
- ・特別支援学校…………… 8名（3名）
- ・幼保連携型認定こども園…………… 567名（211名）

※2 修了確認等がなされなかった者のうち、失効した者（773名）の修了確認期限等時点の状況又は失効後の勤務状況は以下のとおり。（括弧内は前年度人数）

- ①令和2年4月1日付で普通免許状の授与を受けて勤務…………… 30名（11名）
- ②令和2年4月2日から6月1日までに普通免許状の授与を受けて教員として勤務…………… 61名（10名）
- ③令和2年4月2日から6月1日までに普通免許状の授与を受けたが、普通免許状を必要としない職（管理職、事務職員等）として勤務…………… 5名（0名）
- ④教員免許状の再授与を受けず、普通免許状を必要としない職（管理職、事務職員等）として勤務（幼保連携型認定こども園を除く）…………… 55名（36名）
- ⑤教員免許状の再授与を受けず、幼保連携型認定こども園において、園長、保育教諭（経過措置による特例を適用）等として引き続き勤務…………… 463名（188名）
- ⑥令和2年3月31日に任期が満了し、教育職員を退職…………… 111名（40名）
- ⑦その後の勤務状況が不明…………… 48名（15名）

■ 修了確認期限等が令和2年3月31日の現職教員の修了確認等の状況

（単位：名）

教育委員会名	設置者	A 修了確認期限等が令和2年3月31日の現職教育職員数（＝B＋C＋D＋E＋F）	修了確認等申請期限（1月31日）までに申請済			F 修了確認等申請期限（1月31日）までに未申請	
			B 修了確認等申請者	C 受講免除申請者	D 修了確認期限延期者等	E 失効した（3/31経過をもって失効）	F 失効しなかった（3/31経過以前に辞職）（旧免許状所持者のみ対象）
			B 修了確認等済	C 免除の認定済	D 延期等認定済		
全国計	国立	1,035	886	79	66	3	1
	公立	125,867	106,326	9,897	9,458	119	67
	私立	33,810	30,186	1,888	1,002	651	83
	合計	160,712	137,398	11,864	10,526	773	151
Aに占める割合		100.00%	85.49%	7.38%	6.55%	0.48%	0.09%
			159,788名（99.43%）			924名（0.57%）	

・各項目の割合については四捨五入の影響により、内訳の合計が100%とまらない。

◇下線部を以下のとおり訂正（R3. 1. 5）

訂正内容

1. 調査対象であった現職教員 160,621名→160,712名

2. 現職教員の修了確認期限等経過後の状況

○修了確認等がなされた者 159,697名（99.42%）→159,788名（99.43%）

【内訳】・更新講習修了確認 137,298名（85.48%）→137,398名（85.49%）

・更新講習受講免除の認定 7.39%→7.38%

・修了確認期限延期の認定 10,535名（6.56%）→10,526名（6.55%）

○修了確認等がなされなかった者 0.58%→0.57%

訂正理由：都道府県別内訳の集計に誤りがあったため。